

# 知事記者会見の概要

日 時：平成30年11月27日(火) 10:00～10:27

場 所：記者会見室

出席者：知事、総務部長、秘書課長、広報広聴推進課長

出席記者：14名、テレビカメラ5台

## 1 記者会見の概要

広報広聴推進課長開会の後、知事から1件の発表があった。

その後、代表・フリー質問があり、知事等が答えて閉会した。

## 2 質疑応答の項目

### 発表事項

- (1) 「冬の省エネ県民運動」の実施について

### 代表質問

- (1) 山形県雪に関する条例（仮称）について

### フリー質問

- (1) 津波災害警戒区域の指定に向けた取組みについて
- (2) 障がい者雇用に係る検証委員会について
- (3) 代表質問に関連して
- (4) 公文書不開示決定処分に対する審査請求について

<幹事社：山新・時事・SAY>

## ☆報告事項

### 知事

皆さん、おはようございます。

まず、恒例となりました、イベントや祭りをご紹介いたします。

12月1日から3月31日まで、『山形日和。』冬の観光キャンペーンを展開します。冬こそ行きたい「名湯秘湯」、温泉ですね、それから、「やまがた雪フェスティバル」、「蔵王樹氷まつり」をはじめとする雪祭りや雪灯りのイベント、そして、山形牛、寒鱈汁、日本酒、ワインといったいわゆる「美食美酒」など、山形ならではの冬の魅力をPRしてまいります。

それから、12月1日、土曜日に、庄内町で、「第12回あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト」の決勝大会が開催されます。決勝大会の審査会場では、「新潟県・庄内エリア プレDC」の特別企画としまして、「日本一のお米を当てよう！大抽選会！！」が開催されます。見事、日本一のお米を当てた方から、抽選で庄内町の特産品がプレゼントされます。

それから、12月4日ですけれども、米沢市で、「保呂羽堂（ほろはどう）の年越し祭」が開催されます。氏子の若者たちが、今年の収穫への感謝と来年の豊作を祈願して餅をつきます。裸で餅をついて、つき上がった餅を天井高く突き上げる勇壮なお祭りです。私も何度かテレビで観たことがありますけれども、おもしろいお祭りだなと思います。

県民の皆様も、ぜひお出かけいただければ幸いです。

では、発表が1つだけございます。

「冬の省エネ県民運動」の実施についてお知らせをいたします。

「冬の省エネ県民運動」につきましては、地球温暖化防止に向けて、年間を通して展開する「笑顔で省エネ県民運動」の一環として、12月から3月までの4か月間、実施するものです。

冬季におきましては、暖房の使用などでエネルギー消費量が大きくなりますので、省エネの取組みの更なる定着を促進してまいります。

実施にあたりましては、例年同様、特に寒くなる12月から2月までの3か月間の電気使用量について、平成25年度対比1%を削減の目安として取組みを呼びかけてまいります。

ただし、健康に留意する必要がある方々や、病院、福祉施設などの県民生活の安全に直結する部門は対象外といたします。生産活動を行う事業者等につきましては、事業に支障のない範囲での取組みをお願いしたいと考えております。

今年度の新たな取組みとしまして、山形県省エネ木造住宅推進協議会と連携し、県内の断熱改修事例の紹介などをしまして、住宅の省エネ化を普及啓発しますほか、ポスター等による周知啓発や省エネに関する川柳・標語のコンテストなどを引き続き実施してまいります。

ですが、山形県、冬は寒い期間でありますので、お風邪などひかれませんように、重々

ご留意をいただきながら、無理のない程度でお願いしたいと私は考えております。

それから、この運動にあわせまして、県の機関では、新たな取り組みとしてワーク・ライフ・バランス推進本部と連携し、12月21日に、「やまがた企業イクボス同盟」統一行動の「定時帰り一斉 Day」を行うなど、「冬のエコオフィス運動」を実施し、率先して取り組んでまいります。

県民の皆様には、健康に十分にご留意いただいて、この冬の運動にご理解・ご協力をくださいますようお願いいたします。

私からは、以上です。

#### ☆代表質問

記者

さくらんぼテレビの白田です。幹事社からは1点です。

「山形県雪に関する条例」についてです。

県議会12月定例会に「山形県雪に関する条例案」が提出され、制定される見込みとなっています。今年もまもなく本格的に雪が降る時期を迎える中、あらためてこの条例の意味・役割を教えてください。

また、条例制定をきっかけに、今シーズン新たに実施する取り組みがあれば教えてください。

知事

はい、わかりました。

豪雪県である本県におきましては、これまでも、冬期間の安全で安心な県民生活の確保や、地域経済活動を活性化させるため、雪対策に関する計画を策定し、克雪、利雪、親雪の各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

このような中、近年、「ゲリラ豪雪」とも言えるような短期集中的な降雪が頻発しておりまして、それによる被害も甚大化しております。また、高齢化を伴う人口減少による地域における除排雪支援ニーズも増大しております。これらに加えまして、3つ目ですけれども、本年2月の雪と文化をテーマとした「国連世界観光会議」の開催など、雪を魅力ある資源として活用するための新たな取り組みが展開されております。そして4つ目ですけれども、雪国の快適な暮らしを実現する新しい技術の積極的な開発に対する期待の高まりなど、従来の枠組みを超える動きが顕著になってきております。

このような情勢変化や新しい動きとともに、「雪対策施策発祥の地」としての歴史や取り組み経緯を踏まえ、雪に対する県の姿勢を明確にして、雪に関する施策の充実・強化を図り、県民の皆様や、市町村、産業界や関係団体などの参画や協働を進めていく必要があります。

このため、有識者等からなる懇話会での協議ですとか、市町村や県民の皆様、県議会からも意見を丁寧にお聞きしながら検討を重ね、自助・共助・公助による総合的な除排雪の

推進、また、雪の利活用による産業振興や地域活性化などを基本的な考え方とした「雪に関する条例」を県議会 12 月定例会に提案することとしております。

この条例を踏まえた新しい視点からの取組みにつきましては、来年度の予算編成において、具体的な検討を進めてまいります。

こうした中で、今シーズンの冬の主な取組みについて申し上げますと、まず、厳冬期に安全な除排雪の啓発を集中的に行う「雪害事故防止強化週間」を、新たに月間として設定します。冬期間の安全安心な県民生活を確保するこれまでの施策を充実強化してまいります。

特に、昨冬の豪雪で高齢者の雪害事故が多かったことから、自治会など高齢者が集まる集会でチラシを配布しますほか、民生委員などのご協力をいただきながら、高齢者一人ひとりに対して、直接、注意喚起していく取組みを新たに展開してまいります。

また、地域の除排雪の担い手の確保に向けて、県外者を中心とした広域除雪ボランティアについて、受入市町村の拡大や活動回数の増、そして、新たに民間企業とも連携するなど、より一層の活用を図ってまいります。

道路除雪につきましても、高齢者世帯の間口の置き雪につきましても、地域の助け合いによる除雪作業の促進や、豪雪地において冬期除雪と春期除雪を年度をまたいで一体的に実施する取組みを進めてまいります。

雪の利活用といたしましては、「やまがた雪フェスティバル」の開催や県内各地の雪を活用した祭りやイベント等への支援をしますとともに、雪と文化をテーマとした東北各県との観光会議の開催や、国内外への雪の魅力発信など、冬の観光誘客に積極的に取り組んでまいります。

条例制定を踏まえた新たな視点による取組みにつきましては、先ほど述べたことと一部繰り返しになるところもあるのですが、豪雪時における地域の新しい除排雪の仕組みづくりや、除排雪の省力化のための技術イノベーション、技術革新ですね、などについて、平成 31 年度当初予算編成において検討しておりますので、これらをしっかり取りまとめ、この条例に基づく新たな取組みとして、今後、しっかりと推し進めてまいります。

記者

ありがとうございます。

☆ フリー質問

記者

おはようございます。NHK の堀です。

今朝、一部報道でありましたが、山形県が津波災害警戒区域を庄内沿岸の 3 市町に指定を検討しているとありました。

これは、他県では既に、今年度を中心に指定が進んでいるようではございますけれども、山形県と

してのこの指定に対する狙いというか、知事のお考えをまず伺えればと思います。

知事

はい。東日本大震災での津波被害を踏まえ、平成 23 年 12 月、津波災害地域づくりに関する法律が施行されました。

この法律は、政府・都道府県・市町村が実施する施策を定めるとともに、津波防護施設の管理や建築物の建築等の制限に関する措置などについて定め、津波による災害から国民の生命・身体及び財産の保護を図ることを目的としております。

都道府県の施策としましては、津波浸水想定の設定・公表のほか、避難場所や避難経路の確保など、ソフト事業を強化する津波災害警戒区域、イエローゾーンであります、及び津波を被る高さ未満での建築を禁止する津波災害特別警戒区域、オレンジゾーン、レッドゾーンの指定があります。

県では、平成 26 年から、想定される最大規模の津波浸水想定調査を実施するなど、津波災害地域づくり法に基づく施策を進めてまいりました。

津波災害警戒区域につきましては、昨年度、沿岸の 3 市町、2 つの市と 1 つの町ですけど、沿岸 3 市町など関係機関により基準策定を行い、今年度の津波災害警戒区域の指定に向けた調査を進めてきたところであります。

県としましては、早期指定に向けて、市・町の住民説明や事務手続きに対する支援を行うなど、3 市町の津波災害警戒区域の指定に向け、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

山形県にも海がありまして、いつ津波が来るかわからないということがありますので、津波対策にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

記者

確認ですけど、今年度中の指定を目指すとなると、東北では初めてだということなのですが、今年度中の指定を目指していくという考え方でよろしいでしょうか。

知事

それについては危機管理監のほうから、今年度でいいのかどうかちょっと聞いてみたいと思います。

危機管理監

危機管理監の佐藤でございます。

津波災害警戒区域につきましては、調整中といたしますか、現在、その沿岸の 2 市 1 町と県とでそういった事務及び調整を進めている最中でございます。早期指定に向けて、県としても努力していきたいというふうに考えております。

その結果として、今年度中になるのか、もしくは、近い時期になるかというのはまだ事務を進めている最中でございますので、今の段階ではちょっとまだわからないという状態でございます。

記者

早ければ今年度中と、そのように理解してよろしいですか。

危機管理監

今年度中に指定をできれば、というふうに考えております。

知事

よろしいですか。

記者

もう1問、まったく別件です。

2週間前に知事が発表された、障がい者雇用の検証委員会が今週の金曜日に開かれると伺いました。

すでにご案内のとおり、厚労省がいわゆる不適切な計上、「水増し」というところで、山形県の人数が一番多かったというふうに発表されていたところでもありますけれども、知事として、この検証委員会でこういったことを明らかにしたいか、こういったところを議論してほしいか、改めてお考えを伺えますでしょうか。

知事

はい。障害者雇用率制度に対するこれまでの県の取扱いについて、過去の担当者から聞き取り調査を行った結果を委員会に報告して、その内容を踏まえて、不適切な計上に至った経過及び原因について、第三者の、外部からの視点をいただいて検証いただくこととしております。

また、今後の採用のあり方についても専門的見地の方々からのご示唆をいただけるものと期待しているところでございます。

40年という長きに渡って漫然と踏襲してきたということがあるものですから、内部だけでなく、しっかりと外部からの視点を加えて、第三者委員会としてさまざまなご意見を頂戴できればなと思っているところでございます。

そういう主旨で検証委員会を開催するということにしたものでございます。

記者

発表資料にもあるのですが、今後の採用のあり方というのも議論してほしいとあつ

たのですが、知事として、採用のあり方とはどういうところをイメージされていますか。

知事

はい。山形県では正職員につきましては、「身体障がい者を対象とした選考試験」を実施しております。非常勤職員では、「障がい者トライアル雇用」や「知的障がい非常勤職員の雇用制度」による雇用など、さまざまな採用方法を行っておりますけれども、それ以外の採用方法がないかなど、検証していただければというふうにも思っております。

また、障がいには、身体障がい、知的障がい、精神障がいという種別があるわけで、採用後にスムーズに勤務していただくために、それぞれの障がいの特性に応じた職場環境を整えることも必要だと考えております。

そうしたことから、委員の皆さんの障がいに対する専門的な知見もいただいて、職場環境づくりの改善点ですとか、雇用確保に向けての留意点などについてもご助言をいただければと考えているところです。

記者

日本経済新聞の浅山です。ちょっと話が戻って、さっきの雪の条例なんですけど、昔から新潟県の町でもですね、かつて「はつらつ条例（補足：中里村雪国はつらつ条例）」を作ったりとかですね、雪を上手く活かすとか、克服するという動きはあったかと思うのですが、あえてここで県として作られるというのは、先ほどおっしゃった高齢化などで、地域の助け合いの中での雪の排雪ということが非常に難しくなってる。また、豪雪地のほうではむしろもっと雪が少ない地域に高齢者が転居をしたりと、それで人口減が進んだりということも聞いたりしますが、かなり情勢が変わってきたことに対応するという事なのでしょうか。

知事

はい、それもひとつにはあると思っております。

人口減少、しかも高齢化というようなこともあって、今、記者さんがおっしゃったように、除排雪に対しては大変困難になってきているような状況もありますし、それを市町村と一緒にどうやって打開していくのかというようなこともあります。

また、従前と違ってきているところは、やはり親雪といいますか、親しむ雪というのはね、住んでいる人はなかなか大変なところもありますけれども、それを経済的に活かしていくというような方向もしっかり取り組んでいくということがある、出てきていると思っています。

グローバル化という言葉もありますけれども、国内でも南のほうの人は雪を喜んでくれますし、また、世界全体で考えればやっぱり雪に親しみたいと思っていられる方がたくさんおられますので、観光資源にもなるわけなんですね。

ですから、本県は雪国であることは間違いないですし、大変なマイナスの面もありますけども、プラスの面もありますのでしっかりと活かして、観光客をしっかりと誘客して経済活性化に役立てていきたいという思いもあります。

やはり雪というものについては、生活のためにはしっかり対策をしながら、経済に活かしていった地域がもっと元気になっていければいいなと思います。冬の観光として、やはり大きな強みになるのではないかと考えております。

記者

ありがとうございました。

記者

さくらんぼテレビの白田です。昨日の話なんですけども、学校法人の東海山形学園の3,000万円の融資を巡って市民オンブズマン山形県会議の長岡さんが審査会に審査請求をして、併せて知事あてにも申入書を提出したと思うんですけども、まずこの件について、知事の受止めを聞かせてください。

知事

はい。平成30年10月9日付けで、公文書開示請求のありました平成27年度の学校法人東海山形学園にかかる私立学校法第40条の5に基づく特別代理人選任に関する文書につきましては、法律の専門家、弁護士さんですね、にも相談しながら対応を検討してきたところであります。

法人の内部管理に関する情報であって、その存否を明らかにすることで、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、存否をお答えすることができない、存否応答拒否としたものであります。

今後は県の情報公開条例等に基づき、第三者機関であります山形県情報公開個人情報保護審査会というのがあるんですけども、そこに諮って、その答申を踏まえて裁決することとなります。

記者

長岡さんは知事あてに申入書を提出した後に記者会見を開いたんですけども、その中の資料を知事をご覧になっていると思うんですけども、今、裁判中の一部非開示の情報、黒塗りというかマスキングの情報の非開示を不服として提訴を行ったと思うんですけども、その件と今回は質が違って、長岡さんの話では私立学校法に基づく行政行為を県がしたかどうかを確認するための情報公開請求だったと。県が行政行為をしたかどうかを公表しないのは、おかしいんじゃないかというお話だったんですけども、その点については、知事はどういうふうにお考えですか。



知事

そうですね、非常に専門的なことになってきているのかなという気がいたします。ですから、このたびの、その存否応答拒否処分につきましては、県としてもしっかりと法律の専門家に相談しながら、県の情報公開条例に基づいて適切に判断したものであります、ということをお願いいたします。

県では毎年、公認会計士の監査を受けた財務書類を提出してもらっています。どの学校からもですけれども。それで補助金の使途などについても確認を行っているところであります。

このたびの処分は県として法律の専門家に相談しながら決定したものでありますし、特別な対応を行ったものではありません。どこの学校法人の書類を請求されても同じ答えをするということでありまして、まったく淡々と従来の様式に則って、適切に対処してまいりたいというふうに思っております。

いろいろ難しい、細かいことで申入れがある場合、とにかく、この件も含めなんですけれども、県としては法律の専門家に相談しながらやっておりますので、やはり法律の専門家に適切に判断してもらったうえで、県はそれを踏まえてやっていくというのが一番正しいのかなというふうに思っております。